

通所介護・名古屋市総合事業サービス 重要事項説明書

《 2026年 4月 1日現在 》

【 らくらくクラブ ぽぽ 】

1 事業者(法人)の概要

法人名	株式会社たんぽぽ
所在地	愛知県名古屋市緑区六田一丁目192番地
連絡先	052-629-0553
代表者氏名	代表取締役 三溝 恵
設立年月日	平成12年6月

2 事業所の概要

(1) 事業所の名所及び介護保険事業所番号

事業所名	らくらくクラブ ぽぽ	
所在地	愛知県名古屋市緑区六田一丁目192番地	
連絡先	052-629-0553	090-4440-1300(時間外携帯)
管理者氏名	佐藤 由希子	
介護保険事業所番号	2371402245(地域密着型通所介護・予防専門型通所サービス)	
	23A1400101(ミニデイ型通所サービス・運動型通所サービス)	
通常事業所実施地域	愛知県名古屋市緑区、南区、天白区	

(2) 事業者の目的

株式会社たんぽぽが運営する らくらくクラブ ぽぽ(以下「事業者」という)が行う介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の生活相談員、その他の従事する者が利用者に対し、適正な通所介護サービスを提供することを目的とする。

(3) 事業者の運営方針

事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより心身機能の回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指すよう支援するものとする。また利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健医療サービス又は福祉サービスとの密接な連携を図り、良質な通所介護サービスの提供に努めるものとする。

3 営業日及び営業時間

営業日	8/13~15、12/29~1/3および祝日を除く月曜日から金曜日とする
営業時間	午前8:30から午後5:00まで
サービス提供時間	地域密着型通所介護・予防専門型通所サービス 午前9:20から12:30まで
	ミニデイ型通所サービス 午前9:30から12:30まで
	運動型通所サービス 午前10:00から11:00まで

4 職員の体制(デイサービス主たる職員)

従業者の職種	員数	資格
管理者	1名	介護福祉士
生活相談員	1名以上	介護福祉士
看護職員	1名以上	看護師
介護職員	3名以上	介護福祉士 ヘルパー2級 認知症介護基礎研修
機能訓練指導員	1名以上	看護師 柔道整復師

5 事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

通所介護サービスの内容は次の通りとし、通所介護サービスを提供した場合の利用料金の額は介護報酬の告示上の額とし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるとき、利用者の負担はその額から保険給付額を差し引いた額とする。

(単位数・金額は別紙【単位数・料金一覧表】をご覧ください。)

サービス内容

・介護サービス(移動や移乗の見守り等の援助)			・健康管理
・運動器機能の向上管理	・口腔機能の向上管理	・相談及び助言	・送迎

(2) 介護保険給付対象外サービス

飲み物代・おやつ代	1回のご利用につき 100円
行事費用、外出時の食費等の費用	実費
教養講座材料、資料代	実費

※介護保険適用の場合でも介護保険料の滞納により、保険給付金が直接事業所に支払われない場合があります。介護保険料を滞納した場合は、一旦、利用者が介護サービス費の全額(10割)を支払い、その後、市区町村に対して保険給付分を請求していただくこととなります。

(3) 請求書の発行と利用者負担金の支払い方法

利用月の翌月20日頃までに利用者負担額の明細を明記した請求書を発行します。利用料金の支払いは、利用者指定の金融機関の口座からサービス提供月の翌月に引き落としいたします。

※ 郵便局:毎月末日 銀行:毎月27日(休日の場合は翌営業日)

(4) 利用時間中の中止

次の事由に該当する場合、利用時間中でもサービスを中止し、帰宅していただく場合があります。

- ① 利用時の健康チェックの結果、通常でなかった場合
- ② 利用中に体調が悪くなった場合

※ サービス提供中に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、緊急連絡先、担当介護支援専門員等へ連絡し必要な措置を講じます。連絡後は、緊急の場合を除きご家族で対応していただきます。

- ③ 天災・災害が発生したとき、または発生すると予測されるとき。

6 サービスの利用に関する留意点

- ① 不信行為又は反社会的行為によって、他者を傷つけない。
- ② 宗教・習慣の相違等で他者を排斥したり、自己の利益のために他者の自由を侵さない。
- ③ 選挙活動等の政治活動を行わない。
- ④ 施設の集合性により、最低限必要な管理についてはこれを遵守する。
- ⑤ 故意に施設の設備・備品を破損しない。
- ⑥ 指定通所介護サービスの利用に必要なものは、原則持参しない。(貴重品、食品等)
- ⑦ 残存能力の活用に努める。

7 相談窓口・苦情対応

◎サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談窓口・苦情対応	苦情担当責任者	管理者	佐藤 由希子
	利用時間	午前 8:30 ~ 午後 5:00	
	利用方法	電話、手紙、窓口等	
	電話番号	052-629-0553	
	ファックス番号	052-629-0552	

◎次の機関において苦情解決ができます。

国民健康保険団体連 合会介護保険室	所在地	名古屋市東区泉一丁目6番5号
	対応時間	午前 9:00 ~ 午後 5:00 (平日)
	電話番号	052-972-4165
	ファックス番号	052-962-8870

名古屋市健康福祉局 介護保険課指導係	所在地	名古屋市東区東桜一丁目14番11号 DP スクエア東桜8階
	対応時間	午前 8:45 ~ 午後 5:15 (平日)
	電話番号	052-959-3087
	ファックス番号	052-959-4155

8 緊急時における対応方法

サービス提供中に、利用者の病状、心身状態等が悪化した場合、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、歯科医師または提携医療機関に連絡を取る等、必要な措置を講じます。
なお、緊急搬送を必要とする場合、救急隊への申し送り後は、事業者は原則同行できません。

9 天災、災害時のサービス提供について

以下の場合、サービスの提供を中止とさせていただく場合があります。

- ・ 暴風警報、大雨洪水警報が発令されたとき。
- ・ 大雪により交通機関、道路状況が著しく混乱・悪化したとき。
- ・ 大規模地震の判定会が召集されたとき、または警報が発令されたとき、または発生時。
- ・ 上記の天災等により、事業者がサービスの提供が困難であると判断、または予測したとき。
- ・ 事業所が火災・損壊などにより使用できなくなったとき。

10 損害賠償について

当事業所の責任により利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに誠意をもって、損害賠償を行います。

年 月 日

通所介護サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

らくらくクラブ ぽぽ

説明者名 _____ 印 _____

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、通所介護サービスの提供の開始に同意いたします。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印 _____ 続柄 _____